

いつの間に!? 高額請求も!! 子どものゲーム課金、トラブル急増!

もっと強い
武器、欲しい



スマートフォンやタブレット・家庭用ゲーム機で、オンラインゲームを利用する小学生が、保護者の許可なく高額課金してしまったというトラブルが急増しています。

夏休みが始まるこの機会に、ゲーム課金のルールを家族で話し合みましょう。



あなたは大丈夫?

- 両親や祖父母などのスマートフォンを子どもに自由に使わせている。
- 保護者用アカウントでログインしたゲーム機で遊ばせている。
- 決済時のパスワード設定をしていない。
- クレジットカードの管理が不十分。
- 決済完了メールを見ていない。



トラブル防ぐ方法は?

- ◆ 保護者のアカウントで遊ばせず、保護者のアカウントで子どものアカウントを管理・保護できるように、「ペアレンタルコントロール」を利用しましょう。
- ◆ 保護者が子どもの「課金を防ぐ・課金に気づく」ため、事前に保護者のアカウントの設定を確認しましょう。



- ✓ 決済時にパスワードが必要になっていませんか?
- ✓ 決済完了メールが届くようになっていませんか?
- ✓ キャリア決済の上限額は設定されていますか?



約束はしっかり
守って、
楽しく
遊ぼう!

アイテムが
欲しくなったら
相談だね!



未成年者が保護者の承諾なく課金をしてしまった場合は、
「未成年者契約の取消し」が可能な場合があるケロ。
不安に思ったり、トラブルが生じた場合はすぐに、
消費者ホットライン「188(いやや!)」へ連絡してケロ!



県消費生活センターキャラクター
(消費者庁消費者教育推進大使)
“ケロちゃん”

委嘱状交付式・研修会を開催しました

6月13日（木）に山形県消費生活サポーターの委嘱状交付式を行いました。新たに28名の方がサポーターとして委嘱されました。交付式終了後に行われた研修会では、サポーター代表として鈴木一男さん（鶴岡市）からサポーターとしての活動内容について発表していただきました。



消費者支援功労者表彰を受章



消費者庁では、毎年度、消費者支援活動に顕著な功績のあった方々を「消費者支援功労者」として表彰しています。

今年度、本県から鈴木由美子さん（山形市消費生活センター消費生活相談員）が「ベスト消費者サポーター章（消費者庁長官表彰）」を受章され、5月22日に県庁で伝達式が行われました。

「おたまちゃん・ジャックくん」が、消費者庁の「消費者教育推進大使」に委嘱されました。

消費生活センターを身近に感じてもらえるようケロちゃんと一緒に呼びかけをします。



おたまじゃくしのようなコスプレをした双子の姉弟

7月・8月の消費生活法律相談日

- 7月 10日（水）
- 8月 7日（水）

午後1時30分から
午後3時30分まで

弁護士が無料でアドバイスします。
相談時間はお一人様30分です。
事前予約が必要ですので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

庄内消費生活センター

〒997-1392
東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1
（山形県庄内総合支庁内）
《相談受付》午前9時～午後5時
（土日祝日・年末年始を除く）
《電話番号》0235-66-5451

消費者ホットライン188番も
ご利用ください

ホームページはこちらから→

